

# 令和3年度戦略的MICE誘致促進事業「MICE人材育成事業」企画運營業務 業務委託企画提案コンペティション応募要綱

令和3年度戦略的MICE誘致促進事業「MICE人材育成事業」企画運營業務(以下「本業務」という。)の委託の実施について下記のとおり公示する。

## (目的)

第1条 本事業は、沖縄MICE振興戦略に基づき、国内外での誘致・プロモーション活動を強化するとともに、受入体制の整備、専門的人材の育成を目的に、MICE案件の獲得からオペレーション業務に至るまで、各事業者に求められるノウハウを習得するための研修を実施するものである。

## (企画内容)

第2条 募集する企画の内容は、別紙「仕様書」のとおりとする。

## (見積り)

第3条 経費の積算に関して、今回の企画提案は4,000,000円(消費税込)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

## (委託期間)

第4条 委託期間は契約締結の日から令和4年2月28日までとする。

## (参加資格)

第5条 本企画提案コンペティションの参加資格は、次の要件を全て満たす企業または団体(以下、「企業等」という。)とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者。
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない企業等であること。
- (4) 沖縄県内に本社または支店、営業所等を有し、自社内で本事業業務が実施できること。

- (5) MICEに関する知見を有し、かつ本業務の事業内容を的確に実施する能力を有すること。
- (6) 過去に官公庁および関係団体から受託した類似事業の実績（沖縄県内または他都道府県）を有すること。
- (7) 本業務を運営するにあたっては、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、必要に応じて一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (8) 本業務に企画提案するにあたっては次の事項に留意すること。
  - ① 複数の企業等で共同企業体を構成して応募する場合は、幹事社を選定すること。
  - ② 1社につき1提案の応募とし、1つの企業が複数の共同企業体を通じて2企画以上提案することはできない。
  - ③ 共同企業体等、複数の企業により構成される場合、共同企業体協定書（任意書式）及び構成企業全ての会社概要を提出すること。
- (9) 共同企業体を構成する場合、幹事社となる事業者は本条第4号に該当する企業等であること。  
また、共同企業体を構成するすべての事業者は本条第1号から第3号までの要件を満たす企業等であること。
- (10) 沖縄県から指名停止措置を受けていない企業等であること。

#### （提出書類）

第6条 本企画提案コンペティションに参加する企業等は、次に掲げる書類（本条第1号に掲げる質問書を除く。）を提出期限までにOCVBへ原本を郵送もしくは持参にて提出しなければならない。FAX、電子メール等での提出は受け付けない。

##### （1）質問書（様式第1号）

- ①提出期限／令和3年4月30日（金）12:00 必着
- ②所定の様式（様式第1号）に質問事項を記入後、電子メール添付にてOCVB担当者へ質問すること。
- ③電子メール以外での質問は受け付けない。
- ④回答は「おきなわMICEナビ」ウェブサイト上にて行う。

##### （2）参加申込書兼企画提案提出書（様式第2号）および企画書

- ①提出期限／令和3年5月13日（木）12:00 必着
- ②提出場所／一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー受入事業部 MICE 推進課 宛  
（担当：安田、濱元、山城）
- ③書類内容／提出する全ての書類は2穴パンチをあげ、カバー等は付けないこと。  
ア．参加申込書兼企画提案提出書（様式第2号）

(ア) 共同企業体として提案する場合、様式2の項目3～5については構成事業者全社分を提出すること。

#### イ. 会社組織図

(ア) 共同企業体として提案する場合は構成事業者全社分を提出すること。

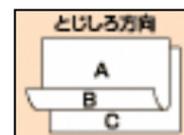
#### ウ. 企画書

(ア) 企画書は事業者名（共同企業体含む）を明記した7部を提出すること。

(イ) 提出する企画書については、A4横書き・綴じ方は長辺綴じとし、所定の形式以外の企画書については受け付けない。

(ウ) 表紙、目次を省く両面印刷10枚以内（見積りは別冊添付）とする。

(エ) 綴じ方例は右図を参照すること。



#### エ. 見積書

(ア) 見積書は(事業者名表記／代表者印押印)のものを7部提出すること。

(イ) 各項目別の一式表記と内訳明細書を添付すること。

(ウ) 管理費は再委託分を除く事業費の10%以内とすること。

#### オ. 適格性確認書（様式第3号）

#### カ. 共同企業体協定書（任意書式、共同企業体で応募する場合のみ）

④企画提出者は、所定の資料に必要事項を記載後、原本を郵送（持参）すること。

⑤提出期限の日時まで提出の無い者の提案は、受け付けない。

2 参加申込書兼企画提案参加申込書（様式第2号）を提出した後に、諸般の事情により企画提案への参加を辞退する場合は、第1次審査実施予定日の前日17時までに辞退申請書（様式第4号）を提出すること。

3 提出期限までに提出のあった書類について、以下の各号のいずれかに該当すると思料される場合は、提出日から第1次審査実施予定日の前日までの間に、OCVBより疑義照会を行うことがある。

- (1) 見積金額が第3条に定める金額を超過している場合
- (2) 提出書類に記載された内容に虚偽がある場合
- (3) 本要綱に違反または著しく逸脱した場合
- (4) その他不正行為がある場合

4 前項による疑義照会を経てもなお、前項各号のいずれかに該当するものと認められる場合には、次条に定める審査の対象から除外するものとする。

(審査)

第7条 提出された企画提案に係る審査は次の過程により実施する。

- (1) 第1次審査を企画提案コンペティション選定委員会による書面審査にて行い、上位3社を上限に第2次審査進出候補者を選定する。
- (2) 前号の審査で選定された企業等を対象にプレゼンテーションに基づく第2次審査を行い、委託候補を選定する。プレゼンテーションの持ち時間は1提案者あたり15分とし、うち5分を質疑応答の時間とする。
- (3) 第1次審査の結果、および第2次審査の日時・会場など詳細な事項については第1次審査で選出された企画の提案者のみに通知する。
- (4) 第2次審査については、政府または沖縄県により緊急事態宣言等が発出された場合には、オンラインビデオ会議システムを利用した遠隔プレゼンテーション審査の実施に切り替えることがある。この場合において、企画提案者側の通信環境（インターネット回線等）および通信媒体（パソコン、タブレット等）については、企画提案者自身で用意すること。
- (5) 第2次審査の結果については、採択の可否にかかわらず書面により全ての企画提案者へ通知する。
- (6) 企画提案に係る応募が3社以下の場合は第1次審査を省略し、第2次審査のみ行う。

2 審査日程を次のとおり定める。

- (1) 第1次審査実施予定日時：令和3年5月18日（火）11:00～
- (2) 第2次審査実施予定日時：令和3年5月20日（木）10:00～

3 審査にあたっては、次の各号に定める内容に基づき総合的に勘案し評価を行う。

- (1) 本業務の趣旨を理解したうえで仕様書の委託内容を網羅した実施内容となっているか。また、現在のMICEの市況やトレンドからMICE誘致活動や受入体制にかかる現状の課題を認識し、当該課題解決のためにどのような知見・能力を得る必要かを考慮した企画内容となっているか。  
(実施内容)
- (2) 企画したプログラムの研修効果が十分に見込まれる講師およびカリキュラムの提案がなされているか。また、企画の実現性があるか。(実現性)
- (3) 参加者の負担に十分配慮した日程が立案されているか。参加者募集開始から当日の実施運営に至るまで、実現性のある工程ならびに人員体制となっているか。(実施体制)
- (4) 本事業と類似または同規模の事業を実施した実績を有しているか。(実績)
- (5) 見積額は限られた予算の中で最大の効果を生む内容となっており、合理的かつ適正であるか。  
(見積適正)

(委託契約)

第8条 委託契約については、原則として第1位入選者と契約を行うものとするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約するものとする。

(再委託について)

第9条 本事業を実施するにあたっては、OCVBの承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。なお、再委託を行う場合における再委託者の資格については第5条の規定を準用する。

(その他)

第10条 本条および次の各号に定めのない事項については、沖縄県とOCVBによる協議をもって定める。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、その応募を無効とし、今後OCVBへの企画提案を受け付けない。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。なお、不備・不足が著しい場合は、審査の対象から除外することがある。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。
- (6) 1次審査、2次審査の審査内容および経過については、公表しない。

以 上